

指令業務共同運用準備委員会設置要綱

(設置)

第1条 大阪市消防局及び松原市消防本部は、指令業務の共同運用実施に必要となる準備を円滑に行うため、指令業務共同運用準備委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は次のとおりとする。

- (1) 事務委託に係る手続きに関すること
- (2) 指令業務の共同運用に必要な組織及び運用体制に関すること
- (3) 指令業務の共同運用に係る詳細な運用要領に関すること
- (4) 消防情報システムの設計及び整備に関すること
- (5) 消防情報システムの整備に係る費用負担に関すること
- (6) 指令業務の共同運用開始後の費用負担に関すること
- (7) その他必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、大阪市消防局長をもって充てる。
- 3 副委員長は、松原市消防本部消防長をもって充てる。
- 4 委員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長が必要と認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(幹事会)

第6条 第2条に定める事項についての詳細な協議及び調整を行うため、委員会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表第2に掲げる幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長は、幹事会の会務を総理し、幹事会を招集する。
- 4 幹事長が必要と認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。
- 5 幹事会は、協議及び調整した事項について委員会に報告するものとする。

(連絡調整)

第7条 前条までに定めるもののほか、大阪市消防局及び松原市消防本部は、事務担当者による緊密な連絡調整を図り、準備がより円滑に進むよう相互に協力するものとする。

(庶務)

第8条 委員会及び幹事会の庶務は、大阪市消防局警防部警防課において処理する。

(解散)

第9条 委員会は、共同運用の開始をもって解散するものとする。

(施行細目)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会及び幹事会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年9月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

消防本部名	委員
大阪市消防局	警防部長
	企画部長
松原市消防本部	副理事
	消防署長

別表第2（第6条関係）

消防本部名	幹事長	幹事
大阪市消防局	警防部情報システム担当 課長	総務部総務課長 企画部企画課長 企画部消防制度担当課長 警防部警防課長 警防部司令課長 警防部指令管制業務担当課長
松原市消防本部		総務課長 総務課長補佐 警防課長 警防課長補佐 消防署副署長